

久喜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

久喜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年久喜市告示第168号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書」を「省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式による申請書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第6条を次のように改める。

（変更の届出等）

第6条 指定事業所は、当該指定に係る事項に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、その指定に係る事業の廃止又は休止をしようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業所は、休止した事業を再開したときは、当該再開した日から10日以内に省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式によりその旨を市長に届け出なければならない。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。